

平成31年度

習志野市一般廃棄物処理実施計画

目 次

1	実施計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	一般廃棄物の排出の状況	1
	(1) 計画区域	1
	(2) 一般廃棄物の処理量の見込み	1
4	一般廃棄物の処理主体及び処理方法	2
5	一般廃棄物の処理計画	3
	(1) ごみ処理実施計画	3
	1) ごみの排出抑制・再資源化計画	3
	【1】排出抑制の方法	3
	【2】再資源化の方法及び量	6
	2) 収集・運搬計画	7
	【1】収集・運搬する廃棄物の排出方法、収集回数・方法、計画量	7
	【2】排出禁止物	8
	【3】市民の義務に関して	9
	【4】収集区域の範囲	9
	3) 中間処理計画	10
	【1】搬入される廃棄物の搬入者別の内訳	10
	【2】残渣の量及び処分方法	10
	4) 最終処分計画	11
	5) 現有施設の状況	11
	【1】焼却（溶融）処理施設	11
	【2】粗大ごみ・資源物・不燃ごみ処理施設	11
	【3】一般廃棄物の減量化・資源化啓発・リサイクル活動推進施設	11
	(2) 生活排水処理実施計画	12
	1) 生活排水(水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る。) 処理計画	12
	2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画	12
	【1】し尿・浄化槽汚泥の計画量	12
	【2】し尿・浄化槽汚泥の処理主体	12
	【3】し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬計画	12
	3) 中間処理計画	12

1 実施計画の趣旨

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3並びに習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定により定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、習志野市一般廃棄物処理基本計画に定められた内容について、当該年度に取り組む具体的な施策を定めるものとします。

3 一般廃棄物の排出の状況

(1) 計画区域

習志野市全域とする。

(2) 一般廃棄物の処理量の見込み

区 分		平成31年度処理量 (計画値)	平成29年度発生量 (実績値)
家庭系一般廃棄物		38,270 t	37,525 t
収集 ごみ	燃えるごみ	30,043 t	30,055 t
	燃えないごみ	1,104 t	1,077 t
	粗大ごみ	405 t	352 t
	有害ごみ	104 t	104 t
	資源物	5,472 t	4,918 t
搬入 ごみ	燃えるごみ	136 t	87 t
	燃えないごみ	30 t	21 t
	粗大ごみ	976 t	911 t
事業系一般廃棄物		16,043 t	15,598 t
団体回収		2,558 t	2,486 t
合 計		56,871 t	55,609 t
生活排水一般廃棄物		4,068 k l	4,073 k l
	し尿	598 k l	608 k l
	浄化槽汚泥	3,470 k l	3,465 k l

4 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

一般廃棄物の種類		収集運搬主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系一般廃棄物	燃えるごみ	市（委託） 排出者(直接搬入)	市(直営)	溶融処理	市（委託）	埋め立て
	燃えないごみ	市（直営） 排出者(直接搬入)	市（直営） 市（委託）	溶融処理 資源化		
	粗大ごみ	市（委託） 排出者(直接搬入)	市（直営） 市（委託）	溶融処理 資源化		
	有害ごみ	市（直営） 排出者(直接搬入)	市（委託）	資源化		
	資源物	市（委託） 排出者(直接搬入)	市（委託） 再資源化事業者等	資源化	—	—
事業系一般廃棄物	燃えるごみ	市（委託） 排出者(直接搬入) 許可業者	市(直営)	溶融処理	市（委託）	埋め立て
	燃えないごみ		市（直営） 市（委託）	溶融処理 資源化		
	粗大ごみ		市（直営） 市（委託）	溶融処理 資源化		
	資源物		市（委託） 再資源化事業者等	資源化	—	—
し尿	市（委託）	市川市 （委託）	主処理:膜分離高 負荷脱窒素処理	—	—	
浄化槽汚泥	許可業者		高度処理:凝集膜 分離+活性炭吸着			

注) 清掃工場の運転は委託

注) し尿及び浄化槽汚泥は市川市クリーンセンター衛生処理場で処理（平成 27 年 4 月 1 日より）

5 一般廃棄物の処理計画

(1) ごみ処理実施計画

循環型社会の実現を目指し、環境負荷の少ないごみ処理体系を市民・事業者・市が一体となって形成することを目指します。

1) ごみの排出抑制・再資源化計画

【1】排出抑制の方法

I. 効果的な施策

<1>再生利用率の向上

施策		具体的内容
①	家庭ごみ収集処理の有料化による効果等の研究	ごみ処理の現状について市民への周知を図る。 ごみの有料化について、環境審議会等において、意見を伺うなどし、家庭ごみの収集処理の有料化による効果等の研究を進めていく。
②	ごみ分別種類の見直しと資源化の拡大の検討	使用済み小型家電の拠点回収を行う。また、食品用白色発泡トレイの拠点回収のあり方について検討する。
③	古紙の徹底分別	広報紙、ホームページ、ごみの分け方・出し方冊子等により、古紙の分別方法についての啓発を行う。

<2>排出ルールの徹底

施策		具体的内容
①	市指定ごみ袋の義務化	家庭ごみ収集処理の有料化を検討する中で、市指定ごみ袋の義務化についての検討を行う。
②	ごみの分別、減量、資源化にかかる啓発の推進	広報紙やホームページ、ごみの分け方・出し方冊子、町会等への回覧等による情報発信を行うとともに、環境美化推進員の講習会において、ごみの分別、減量、資源化にかかる啓発を行う。

II. 継続して取り組む施策

<1>減量化・資源化の推進

ア 発生抑制

施策		具体的内容
①	過剰包装の抑制	広報紙やホームページによる情報発信及び3Rに関するポスターの掲出を行う。また、企業に対し過剰包装の抑制に取り組んでいただくよう啓発を行う。
②	大型店、スーパー等に対するリサイクル運動の働きかけ	大型店等の協力をいただき、店内放送での3Rの啓発放送を行う。
③	事業系ごみの手数料の適正化	近隣市の情報を収集し、手数料の適正化の検討を行う。
④	食品ロスの削減	事業者や市民に対して食品ロスの現状について周知し、削減を図る。

イ 再使用

施策		具体的内容
①	イベントの開催支援	町会や自治会等が行う、環境美化活動への啓発物資の貸出し及び提供を行う。
②	リサイクルプラザでの再生・販売の推進	リサイクル可能なごみを再生加工し、販売を行う。

ウ 再生利用

施 策		具体的内容
①	体験教室を通じた再生利用の推進	参加者にびんの欠片からブローチを作るなど、実際にリサイクルの体験をしてもらうことで、意識の高揚を図る。
②	グリーン購入の推進	環境負荷が小さいものの購入を推進する。
③	バイオマスエネルギーの検討	バイオマスエネルギーについての調査・研究等を行う。

<2> 市民・事業者・市の3者協働

ア 市民の役割に関して

施 策		具体的内容
①	分別排出の徹底	広報紙やホームページで分別排出の啓発を行う。また、ごみの分け方・出し方冊子を全戸に配布し、周知を図る。適正な分別排出がされていない集積所の指導等を行う。
②	リサイクル活動の促進	有価物を回収した登録団体に奨励金を交付し、リサイクル活動の推進を図る。

イ 事業者の役割に関して

施 策		具体的内容
①	事業所における減量化対策	多量排出事業者に減量化・資源化計画書を提出してもらい、ごみの減量化・資源化に自主的に取り組んでいただく。事業所を訪問し、計画に基づく取り組み状況の確認等を行う。
②	事業系ごみのリサイクル	また、中小事業者に対し、ごみの分別や排出についての啓発や指導を行う。清掃工場での搬入物の調査を行う。

ウ 市の役割に関して

施 策		具体的内容
①	分別・ごみ減量・資源化にかかる啓発の推進	広報紙やホームページで、ごみの分け方・出し方の周知を行う。また、ごみの出し方50音別分類表、地区別収集日カレンダーをホームページに掲載する。ごみの分け方・出し方冊子を全戸に配布する。ごみ減量に関するリーフレットの町会への回覧を行う。
②	ごみ減量・資源化の啓発	小学校4年生における工場見学の受入れを行う。また、紙パックによるはがき作りなどのリサイクル体験教室を開催する。
③	有価物回収運動奨励金、補助金の交付	有価物を回収した登録団体に対し奨励金を交付し、また、回収事業者に対し補助金を交付する。
④	庁内リサイクル活動の推進	コピー用紙・プリンタ用紙は、裏紙や再生紙を使うなど、ごみの減量化・リサイクルに取り組む。市職員に対してマイバックや分別排出に関する啓発を行う。
⑤	環境美化活動にかかる地域との連携・支援	連合町会長等で組織された「習志野市をきれいにする会」を中心に、ごみゼロ運動を実施するとともに、連合町会の協力により、市内各駅において、啓発キャンペーンを実施する。
⑥	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の見直し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律やその他関係法令の改正等があった場合、その状況に合せ、条例の改正を行う。

<3>適正な処理の実施

ア 収集・運搬

施策		具体的内容
①	ごみ集積所の設置等に関する指導	住宅分譲業者等に対し、開発行為の事前協議において指導を行うとともに、集積所の新設・変更・廃止についての協議を行う。
②	集積所の適正な管理等に関する指導	適正なごみの排出がされていない集積所に対し指導を行うとともに、不法投棄禁止の看板を必要な集積所に配布する。
③	効率的な自己搬入ごみの搬入者住所確認と分別搬出指導	ごみの自己搬入の際、受付において、搬入者の住所を確認するとともに、搬入ごみは、排出者に分別して廃棄をしてもらうよう指導を行う。
④	環境負荷の低減	パッカー車等について、今後、更新を行う際は、低公害車を導入して行く。
⑤	運搬許可業者への適正指導	適正な収集・運搬が行われるように指導を行う。

イ 中間処理

施策		具体的内容
①	クリーンセンターの効率的運営と情報提供	芝園清掃工場及びリサイクルプラザ（前処理施設・再生施設）の適正な維持管理を行う。また、処理の状況をホームページや環境白書等で公表する。
②	スラグ・メタルのリサイクル	ごみの熔融処理に伴い発生するスラグ・メタルを資源物として再資源化する。
③	サーマルリサイクルの推進	ごみを焼却（熔融）する際に発生する熱エネルギーを利用し、電気を発電し、工場で使用する。
④	リサイクルプラザの効率的な運営	再生品の販売・提供、リサイクル体験教室の実施、リサイクル情報の提供等を行う。
⑤	不燃物再選別による資源回収	不燃物の再選別を行い、不燃物に含まれている資源の回収を行う。
⑥	ストックヤードの整備	資源物の貯留施設の容量不足等に対応するため、循環型社会形成推進地域計画の中で位置づけた、ストックヤードの整備の検討を行う。
⑦	災害時の廃棄物対策	災害廃棄物の処理等に関する協定を検討する。災害廃棄物処理計画策定についての検討を行う。

ウ 最終処分

施策		具体的内容
①	最終処分量の削減	スラグ・メタルの資源化を行うとともに、ごみの減量に取り組むことで、最終処分量の削減を図る。
②	最終処分用地の確保	リスク分散のため、最終処分場の安定的な確保を行う。

<4>その他

施策		具体的内容
①	芝園清掃工場の延命化対策	芝園清掃工場長寿命化計画に基づき、施設の耐用年数を稼働開始から30年間に延伸することを目的とする基幹的設備・機器の更新等を行う。

【2】再資源化の方法及び量

区 分	内 容
燃えないごみ	リサイクルプラザで選別等を行い、事業者において再資源化を行う。
粗大ごみ	
ビン・缶	リサイクルプラザで磁力選別・手選別・圧縮等を行い、事業者において再資源化を行う。
ペットボトル	リサイクルプラザで選別・圧縮等を行い、事業者において再資源化を行う。
新聞・チラシ	直接問屋に搬入し、事業者において再資源化を行う。
雑誌・雑紙	
段ボール	
飲料用紙パック	
古着類	
食品用白色発泡トレイ	
有害ごみ	電池・蛍光管は選別し、事業者において再資源化を行う。
使用済み小型家電	電話、ラジオ、カメラ、映像用機器、ゲーム機他対象15品目について、拠点での回収を行い、事業者により再資源化を行う。
有価物回収	アルミ缶、スチール缶、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、飲料用紙パック、古着類、再利用ビン、雑ビン、カレットを町会やPTAなどの登録団体が回収し、資源回収業者に引き渡し、事業者により再資源化を行う。

資源化量（計画量）	
スチール	599t
アルミ	286t
非鉄金属	29t
ビン・カレット	446t
ペットボトル	512t
新聞・チラシ	648t
雑誌・雑紙	1,144t
段ボール	1,362t
飲料用紙パック	21t
古着類	182t
食品用白色発泡トレイ	0.3t
蛍光管	11t
スラグ	4,644t
メタル	672t
使用済み小型家電	1t
（有価物回収） アルミ缶、スチール缶、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、飲料用紙パック、古着類、再利用ビン、雑ビン、カレット	2,588t

2) 収集・運搬計画

【1】収集・運搬する廃棄物の排出方法、収集回数・方法、計画量

区分	主な品目	排出方法	収集回数・方法	計画量	
燃えるごみ	生ごみ・紙類(資源物以外)・ぼろ布・食用油・ビニール・プラスチック・ゴム・皮革製品・木の枝・衛生用品・発泡スチロールなど可燃性のもの	市指定のごみ袋または透明・半透明の袋	週3回 ごみ集積所にて収集	30,043t	
燃えないごみ	金属類・陶磁器類・ガラス・傘・刃物・鏡・白熱灯・※小型家電製品・電気コード・掃除機・汚れの落ちないピン、など、不燃性のもの ※小型家電製品の一部は資源物として回収	※小型家電製品の一部は、専用回収ボックスにおいて拠点回収	月2回 ごみ集積所にて収集	1,104t	
粗大ごみ	たて、よこ、高さのいずれか一辺が50cm以上のもの	電話による申込み後、粗大ごみ処理券を購入・貼付し、指定日に指定場所に出す。または、直接清掃工場へ搬入	その都度、指定場所にて収集	405t	
有害ごみ	蛍光灯・水銀体温計・乾電池・カセット式ガスボンベ・スプレー缶・ライター・アスベストを含む家庭用品	品目ごとに透明・半透明の袋	月1回 ごみ集積所にて収集	104t	
資源物	ビン	無色・茶色・その他の色の飲料用及び食料用ビン等	透明・半透明の袋で一緒に排出 ※一部地域において、缶は専用ネット袋で排出	1,522t	
	缶	飲食用缶(アルミ・スチール)			
	ペットボトル	飲料等の容器			
	古紙類	新聞・チラシ	新聞・チラシ	透明・半透明の袋で一緒に排出。 ※一部地域においては専用ネット袋で排出 対象物ごとにひもで束ねて排出 ※雑紙は紙袋で排出可能	642t
		雑誌・雑紙	書籍・週刊誌・カタログ・菓子箱・包装紙・メモ紙など		1,136t
		段ボール	段ボール		1,322t
		飲料用紙パック	牛乳・ジュース等の紙パック(内側がアルミ箔の物は除く)		21t
	古着類	シャツ・トレーナー・ズボン・スカート等の衣類	透明・半透明の袋	週1回 ごみ集積所にて収集	166t
	食品用白色発泡トレイ	食品用の白色発泡トレイ	常設の回収箱(専用ボックス)	公民館等での拠点回収	0.3t
	使用済み小型家電	電話、ラジオ、カメラ、映像用機器、ゲーム機他対象15品目(縦15cm、横30cmの投入口に収まるもの)	常設の回収箱(専用ボックス)	連絡所、公民館(5館)等で拠点回収	1t

【2】排出禁止物

＜集積所等に排出してはならないもの＞

区 分	品 目
①	特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物
②	有毒性物質を含む物 農薬、殺虫剤、有毒性のある薬品の容器、強酸性の物質、強アルカリ性の物質
③	危険性のある物 揮発油（ガソリン、塗料等）、灯油、ガスボンベ、火薬類、バッテリー、廃油類、消火器
④	著しく悪臭を発する物 汚物
⑤	容積、重量又は長さが著しく大きい物 ピアノ、エレクトーン、オルガン、耐火金庫、建物設備（浴槽、便器、太陽熱温水器等）、建築廃材、電動スポーツ用品（トレーニングマシン、マッサージチェア等）、強化プラスチック製品（バンパー、カウル、エアロパーツ等）
⑥	市で処理できない物 コンクリート製品（ブロック、ガラ等）、レンガ、かわら、タイル、土、砂、石、大型木材、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機、廃タイヤ、パソコン本体及びモニター又はディスプレイ、原動機付自転車並びに自動二輪車

＜集積所等に排出してはならないものの処理方法＞

品 目	処理方法
① 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	購入店等で引取りを依頼するか、自ら指定引取り場所に持ち込む。又は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼する。
② パソコン（デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ、CRT又は液晶ディスプレイ一体型パソコン）	パソコンメーカー等に回収を依頼する。なお、自作パソコン等で回収するメーカー等がない場合は、「一般社団法人パソコン3R推進協会」に回収を依頼する。
③ 自動二輪車（原動機付き自転車を含む）	二輪車リサイクルシステムに基づき、廃棄二輪車取扱店に収集を依頼するか、持ち込む。又は、指定引取場所に持ち込む。
④ 消火器	消火器リサイクルシステムに基づき、特定窓口（販売代理店等）に引取りを依頼するか、特定窓口や指定引取り場所（メーカー営業所等）に持ち込む。又は、郵送で回収を依頼する。
⑤ ガソリン、灯油、オイル	ガソリンスタンド等の販売店又は専門業者に引取りを依頼する。
⑥ 自動車・オートバイ部品（バッテリー、タイヤ、ホイール等）	カーショップなどの販売店又は専門業者に処理を依頼する。

品 目		処理方法
⑦	ピアノ、耐火金庫（手揚げ金庫を除く） 農薬などの薬品	販売店、メーカー、専門業者等に処理を依頼する。
⑧	引越し等により一時的に多量に発生する廃棄物	習志野市クリーンセンターへ搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼する。ただし、いずれの場合も同センターの受け入れ基準に従う。
⑨	その他の排出禁止物	排出者が自ら処理するか、専門業者又は購入店・販売店に引取りを依頼する等適正に処理する。

【3】市民の義務に関して

集積所利用者は、廃棄物が飛散し、流出し、又はその悪臭が発生しないようにするとともに、集積所を常に清潔にする努力義務があることを周知する。

【4】収集区域の範囲

地 区	燃えるごみ 週3回	燃えないごみ 月2回	有害ごみ 月1回	資源物 週1回
秋 津	月・水・金	第1・3土曜日	第2土曜日	木
泉 町	火・木・土	第1・3月曜日	第2月曜日	金
大久保1・2丁目	火・木・土	第1・3金曜日	第2金曜日	月
大久保3・4丁目	火・木・土	第1・3月曜日	第2月曜日	水
香 澄	月・水・金	第2・4火曜日	第1火曜日	土
奏 の 杜	月・水・金	第1・3木曜日	第2木曜日	火
鷺 沼	月・水・金	第2・4土曜日	第1土曜日	木
鷺 沼 台	火・木・土	第1・3金曜日	第2金曜日	月
新 栄	火・木・土	第2・4月曜日	第1月曜日	水
袖 ケ 浦	月・水・金	第1・3火曜日	第2火曜日	木
津田沼1・2・3丁目	月・水・金	第2・4火曜日	第1火曜日	土
津田沼4・5・6・7丁目	月・水・金	第1・3土曜日	第2土曜日	木
花 咲	火・木・土	第2・4水曜日	第1水曜日	月
東習志野1・2・3丁目	火・木・土	第2・4水曜日	第1水曜日	金
東習志野4・5・6・7・8丁目	火・木・土	第1・3水曜日	第2水曜日	金
藤 崎	月・水・金	第2・4木曜日	第1木曜日	土
実 糶	火・木・土	第2・4月曜日	第1月曜日	水
実 糶 本 郷	火・木・土	第2・4月曜日	第1月曜日	水
本 大 久 保	火・木・土	第2・4金曜日	第1金曜日	月
屋 敷	火・木・土	第1・3月曜日	第2月曜日	水
谷津1・2・3・4・7丁目	月・水・金	第1・3木曜日	第2木曜日	火
谷 津 5 ・ 6 丁 目	月・水・金	第2・4土曜日	第1土曜日	火
谷 津 町	月・水・金	第2・4土曜日	第1土曜日	火

3) 中間処理計画

【1】搬入される廃棄物の搬入者別の内訳

I. 家庭系一般廃棄物

区 分	搬入者	搬入施設	処理方法等	
燃えるごみ	市 (委託) 排出者	芝園清掃工場 (市施設)	溶融処理を行い、その際に発生する熱エネルギーを利用して発電し、工場で使用する。余った電気は、売電する。	
燃えないごみ	市 (直営) 排出者	リサイクルプラザ (市施設)	金属類を選別し、資源化を行う。 処理残渣は清掃工場で溶融処理する。	
粗大ごみ	市 (委託) 排出者		金属類を選別し、資源化を行う。 処理残渣は清掃工場で溶融処理する。	
有害ごみ	市 (直営) 排出者		水銀等が含まれているものは、クリーンセンターで一時保管後、専門業者が処理・再資源化する。	
資源物	ビン・缶		市 (委託) 排出者	無色・茶色・その他色に選別し、資源化を行う。
	ペットボトル		市 (委託) 排出者	スチールとアルミに選別し、資源化を行う。
			異物等を除去し、資源化を行う。	

※古紙（新聞・チラシ、段ボール、雑誌・雑紙、飲料用紙パック）・古着類は、再資源化事業者へ直接引き渡す。

II. 事業系一般廃棄物

区 分	搬入者	搬入施設	処理方法等
燃えるごみ	市 (委託) 許可業者 排出者	芝園清掃工場 (市施設)	溶融処理を行い、その際に発生する熱エネルギーを利用して発電し、清掃工場で使用する。余った電気は、売電する。
燃えないごみ		リサイクルプラザ (市施設)	金属類を選別し、資源化を行う。 処理残渣は清掃工場で溶融処理する。
粗大ごみ			金属類を選別し、資源化を行う。 処理残渣は清掃工場で溶融処理する。
資源物			選別及び再資源化事業者へ引き渡す。

【2】残渣の量及び処分方法

区 分	処理主体	搬出先	計分量	処理方法等
溶融飛灰	市 (委託)	(株)ウィズウェイストジャパン (群馬県吾妻郡草津町)	600t	最終処分場で埋立て処理
		グリーンフィル小坂(株) (秋田県鹿角郡小坂町)	970t	最終処分場で埋立て処理
		(株)エコス米沢 (山形県米沢市)	50t	最終処分場で埋立て処理

4) 最終処分計画

最終処分場名	所在地	埋立地面積	全体容量
新草津ウェイストパーク	群馬県吾妻郡草津町	41,866 m ²	850,000 m ³
グリーンフィル小坂	秋田県鹿角郡小坂町	91,400 m ²	2,700,000 m ³
(株) エコス米沢	山形県米沢市	31,600 m ²	245,000 m ³

5) 現有施設の状況

【1】焼却（溶融）処理施設

施設名	芝園清掃工場
所在地	習志野市芝園3丁目2番1号
処理能力	219 t/日 (73 t/日×3 炉)
処理方法	ガス化・高温溶融一体型直接溶融炉
稼働年月	平成14年11月

【2】粗大ごみ・資源物・不燃ごみ処理施設

施設名	リサイクルプラザ（前処理施設）
所在地	習志野市芝園3丁目2番2号
処理能力	49.65 t/5 h （可燃性粗大 15.65t/5h、不燃性粗大・不燃ごみ 19.05t/5h、ペットボトル 4.85t/5h、ビン・缶 10.1t/5h）
処理方法	破碎および選別（手選別を含む）
稼働年月	平成8年4月

【3】一般廃棄物の減量化・資源化啓発・リサイクル活動推進施設

施設名	リサイクルプラザ（再生施設）
所在地	習志野市芝園3丁目2番2号
設置室	再生室 再生品保管室 リサイクル作業室 会議室・研修室 掲示・ロビーコーナー
稼働年月	平成8年6月

(2) 生活排水処理実施計画

1) 生活排水（水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る。）処理計画

	区域	人口	処理主体	
			収集・運搬	処理・処分
下水道で処理する区域及び人口	全市域	173,621人	—	市

※人口は、習志野市人口推計調査簡易推計報告書(平成25年5月)の推計値。

2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿の収集・運搬は、市が委託した業者が行い、浄化槽汚泥の収集・運搬については、市が収集・運搬を許可した業者により行う。

【1】し尿・浄化槽汚泥の計画量

種類	計画排出量
し尿	598kl
浄化槽汚泥	3,470kl
合計	4,068kl

【2】し尿・浄化槽汚泥の処理主体

	区域	処理主体	
		収集・運搬	処理・処分
し尿	全市域	市（委託）	市川市
浄化槽汚泥	全市域	許可業者	市川市

【3】し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬計画

種類	収集回数		収集の方法
	定期	月1回	
し尿	臨時	随時	バキュームカーによる汲み取り
	定期	月1回	
浄化槽汚泥	定期清掃時		バキュームカーによる汲み取り

3) 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は、市川市クリーンセンター衛生処理場に搬入し、その処理を委託により行う。

処理施設の概要（平成27年4月1日より市川市で処理開始）

施設名	市川市クリーンセンター衛生処理場
所在地	市川市二俣新町15番地
処理能力	242 kl/日
処理方法	主処理:膜分離高負荷脱窒素処理 高度処理:凝集膜分離+活性炭吸着
稼働年月	平成12年4月